

『山頂湖面抄』の諸本について

原 豊 二

一、はじめに

『山頂湖面抄』は、『源氏物語』の梗概書の一つである。しかし、その叙述の方法は極めて特殊であり、『源氏物語』五十四帖それぞれに、藤原定家

作に擬した五十四首の巻名歌を挙げ、注記を施すというものである。源氏読み比丘尼である祐倫の作とされ、室町時代の成立である。この梗概書の一般的な評価は決して高いとは言えないが、中世における女性の『源氏物語』享受のあり様を示す重要な資料でもあり、近年ではその研究も進んできている。本稿では、新出写本の紹介と、諸本の実見やマイクログラフ資料を活用しての調査結果を示していきたいと思う。なお、現在のところすべての写本の実見はかなわず、この調査が中途段階であることをお許し願いたい。

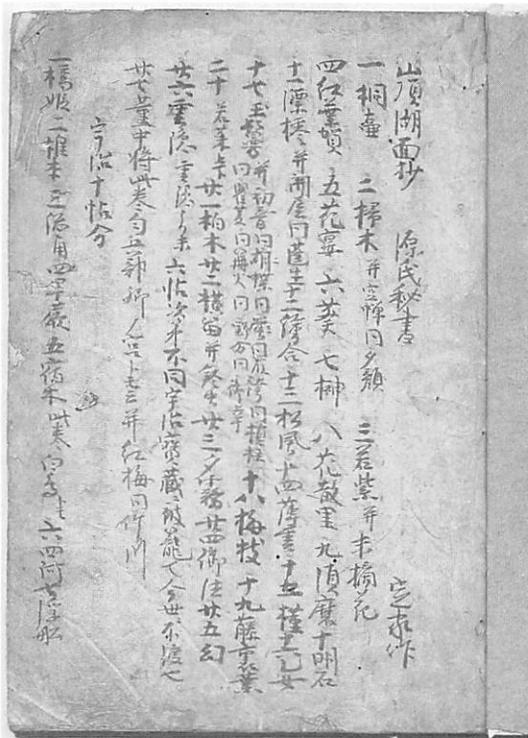
『山頂湖面抄』については、稻賀敬二氏、寺本直彦氏、今井源衛氏、古野優子氏、辻本裕成氏らによる研究成果が既に出されている。また、最近では三田村雅子氏もその著作『記憶の中の源氏物語』（新潮社・二〇〇八年）で触れている。そのうち書誌学的・文献学的な立場からの基礎的な成果と

して、今井源衛・古野優子両氏による『祐倫著 源語梗概・注釈書 山頂湖面抄諸本集成』（笠間書院・一九九九年）（以下、『諸本集成』）がある。この書の出版により、『山頂湖面抄』は研究者にとっても身近なものになったと言える。

『諸本集成』では、神宮文庫本・静嘉堂文庫本・天理大学図書館本・宮内庁書陵部本・内閣文庫本の五本が全文翻刻されており、大東急文庫本については神宮文庫本の本文に対校させている。現存する写本のうち島原松平文庫本は、「誤写がすこぶる多い。」という理由でその本文は翻刻されていない。

二、新出架蔵本と宮内庁書陵部本

ここでは、まず架蔵の新出写本（二冊）を紹介したい（写真①）。なお、本写本は拙著『源氏物語と王朝文化誌史』（勉誠出版・二〇〇六年）などにおいても触れているものである。この写本は、縦二五・六センチメートル、



写真① 新出架蔵本

横一八・二センチメートルである。料紙は楮紙で、袋綴装である。題簽はなく、また外題はない。表紙は原装ではなく、後に替えられている。内題に「山頂湖面抄 源氏秘書」とある。四つ穴綴じ、墨付け四十五丁、一面十行書きである。遊び紙が前後一丁ずつあって、これは見返しの外れたものである。近年作成された書帙に入っており、そこに「貴重書 山頂湖面抄 三條西實隆自筆」と書いてあるが、筆跡などから本写本が三條西実隆の書写によるということは認められない。本写本の書写年代については、おおよそ室町時代末期から江戸時代初期と想定され、『山頂湖面抄』の写本のうちでは古い部類に属する。

架蔵本の大きな特徴は、丁数・行数・そこに配置される本文（字母も含

めて）などの書誌形態が、宮内庁書陵部本とごく一部を除いてほぼ同じであるということである。結論を端的に言えば、宮内庁書陵部本は架蔵本の忠実な模写本であり、架蔵本を前にして、直接、書写して作成された写本であると認定できるのである。

両本を比較検討するため、次に宮内庁書陵部本（一冊）の書誌情報を整理したい。少し回り道になるが、調査過程も含めて述べておく。まず、当該本のマイクロフィルム（20-614-230コマ）紙焼きを国文学研究資料館より取り寄せた。この時点で模写本の可能性が既に考えられたが、二〇〇七年二月二十二日に今度は書陵部まで直接出向き、当該本を実見させていた。また、『山頂湖面抄諸本集成』のみならず、『図書寮典籍解題 文学篇』（国立書院・一九四八年）を参照し、また国文学研究資料館の「調査カード」（1990.8.31実施・整理番号565999-01351）の情報にも目をやった。

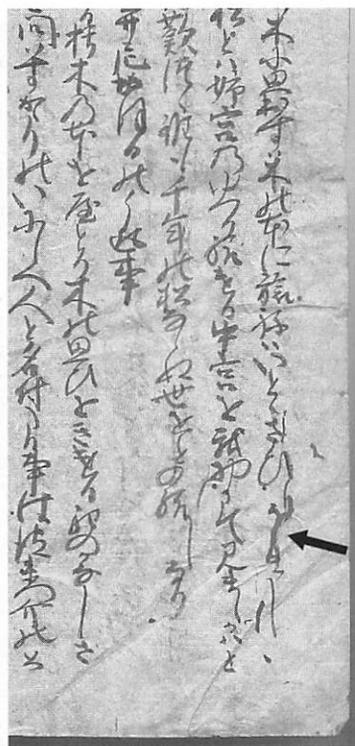
おおよそ通常の調査方法であったと思う。宮内庁書陵部本（函番号2021）は、縦二八・〇センチメートル、横二〇・〇センチメートルであり、架蔵本と比べると若干大振りである。四つ穴綴じの袋綴装で、料紙は楮紙であるようだが、上質で薄様のものであり、一般に江戸時代の版本で使われるものとは大分違っている。料紙については、『図書寮典籍解題』では「斐紙」とあり、また「調査カード」には「楮」に丸がされている。なかなか区別の難しいところのようだが、料紙の新しさもまた感じられる写本である。本の作りも新しいが、美本と呼ぶべき外観である。表紙は白地斐紙に藍摺の草花紋づくしであり、一見して豪華に見える。筆は極めて能筆であり、国学者風の書きぶりと言ったらよいか、書体・書風については近世後期以

降の人物によるもののように思えた。

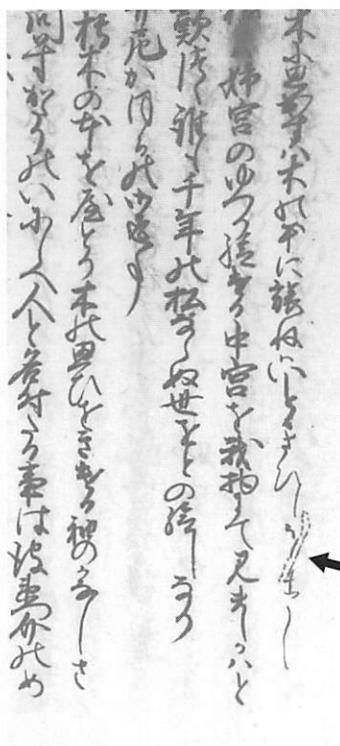
この宮内庁書陵部本であるが、書写年代については一考が必要である。というのは、各資料の判定が一致しないからである。まず『諸本集成』が「書写年代 近世初期」とするのに対して、『図書寮典籍解題』が「無奥書の江戸中期の寫」とし、「調査カード」では「江戸期カ」となっている。著者が見る限り、『諸本集成』の「近世初期」は完全に誤っていると考えられる。おそらく、当該本は江戸時代後期以降の書写であって、見方によっては幕末や明治期の可能性もある。料紙の質、さらには書体・書風や装丁などからして、これは十九世紀に入り、幕末に近い頃の書写とするのが、著者の一応の見解である。

その他の書誌を述べると、題簽はなく、外題は直書されている。墨付け四十五丁で、一面十行書きであり、遊び紙が前後二丁ずつある。

さて、宮内庁書陵部本が架蔵本の模写本である根拠は、書誌の類似や架蔵本の方が古いという書写年代の相違だけではない。写真に示すように、架蔵本の虫損部分(写真②)を書陵部本が虫損の通り写している(写真③)からである。四十丁目裏の一行目(宿木巻)において、虫損の跡をそのまま書写していることがわかるであろう。また、四十三丁目裏の一行目(浮舟巻)では、架蔵本の虫損部を、字母を変えて推測書写を行っている。書陵部本が「おもひけるかな」で「け」「介」とするのに対し、架蔵本は「おもひ□るかな」であり、この□は下部が虫損に遭っている。□部分の字母は「遣」であろうか。こうしたことから、書陵部本は架蔵本が虫損に遭遇した後には写されたものということになるようである。このような物理



写真② 架蔵本虫損部分



写真③ 書陵部本虫損書写部分

的な根拠を見出せるケースは調査経験上多いわけではないので、このことは幸運でもあった。

ほぼ同じ本である両者であるが、次の二か所に限り、異同が認められる。明石巻では、和歌「槿の戸をやすらひにこそさ、さしろいかに明ける秋の夜ならん」のうち三句目が書陵部本では脱落している。その代わりに、和歌の右側に「河海抄」認定とされる引歌「らひによりさ、さらめいかに明ぬる槿の戸ならん」が添書きされている。ただし、これの五句目「槿の戸」は「秋の夜」の誤写のようである。この添書は若干ながら薄く書かれている。本文と同筆と思われるが、後に補記した可能性もある。また、鈴虫巻では和歌「雲の上をかけはなれたる栖にも物わすれぬ秋の夜の月」の架蔵本にある異本注記「かけ(きイ)はなれ」が書陵部本では脱落している。こうした異同であるが、後者の場合、おそらく写し忘れということの良いのであろうが、前者については「河海抄」を根拠にして積極的に書き改めたものと考えられる。もともと「河海抄」を直接見たとは限らないであろうから、二次的な資料によった可能性もある。模写本であったとしても、本文異同の確認は怠らないようにしなければならない。

さて、架蔵本ならびに書陵部本には、他の写本には見られない和歌部分への異本注記が見られる。定家擬作歌ならびに「源氏物語」所収歌の両方に異本注記が施されているが、これは架蔵本の生成過程を示唆するものである。定家擬作歌に異本注記があるということは、他の「山頂湖面抄」を参照していたということになるので、架蔵本の書写に関わっては、祖本を含めた少なくとも二本の写本が存在していたと想定されるわけである。も

ちろん、祖本の段階で異本注記があったのかも知れないが、仮にそうだとしても、その祖本の書写段階で同様な事象が説明されることになる。一方、「源氏物語」所収歌については、直接に「源氏物語」と校合した可能性もあり、単純ではない。

このようなことから、架蔵本の書誌的な位置付けもある程度見えてくるであろう。静嘉堂文庫本また島原松平文庫本の本奥書にある「末代の連歌の付合のためあらあらしす。他見あるへからす。／文安六年正月吉日比丘尼祐倫」を踏まえた場合、「山頂湖面抄」のおおよその成立時期を文安六年（一四四九年）前後とすることができると考えられる。架蔵本の書写年代や異本注記のことから考えて、祐倫の次の世代を架蔵本に関わらせて考えてもよいのではないだろうか。和歌の異本注記が必要であったのは、「山頂湖面抄」が連歌創作と深い関わりがあったことによるものであろう。和歌本文の知識の充実は、連歌師にとっては直接的な需要であり、単に文献学的な精巧さを求めたということではないようである。一方、異本注記の記述が可能となるのは、「山頂湖面抄」やそれに類似した書物が中世末期にある程度多く写されていたという条件が必要である。「山頂湖面抄」はその成立段階から多くの異本を抱えていたようであるから、現存する諸本においてもその本文は大きく異なっている。複数の「山頂湖面抄」を一度に見ることができたという好条件が想定される点からしても、源氏読みである祐倫の後継者的な立場の人物が関わっていた可能性もある。以上のことから、架蔵本ならびにその系統に属すると説明できる書陵部本の本文は、室町時代末期に遡らせることができると推察される。近世以降、連歌創作の状況が変

化するにつれて、この書物が一般に顧みられなくなることを踏まえれば、和歌の異本注記やその本文は室町期の形態のままであったことが認められるように思うのである。また、架蔵本の書写年代を考慮に入れた場合、室町期の原型保存という認定はさらに強化されるのではないだろうか。

書陵部本が几帳面な書写によるものであり、美本であることは既に記した。おそらく書陵部本の書写者は、「山頂湖面抄」というテキストに学術的な価値を見出した人物ではなかっただろうか。よって、書写者については近世後期の国学者のような人物の面影が考えられるというわけである。あるいは、架蔵本をほぼ正確に模写したことから、架蔵本自体の価値を重く見ていたとも考えられる。書写の段階で、源氏学者でもある三条西実隆の書写であるという伝承があつたかは不明であるが、「山頂湖面抄」というテキストのみならず、原本自体の書誌的な評価も高かつたのであろう。その結果、原本である架蔵本よりずっと美しくしつかりした外観を保持する写本として、書陵部本は作成されたのであつた。この本が、書陵部に収蔵されていることから、宮中で作成された可能性もまた考えられるのではないだろうか。

三、内閣文庫本

次に参考のため、いくらか他の写本も見ておきたい。まず、内閣文庫蔵本（一冊）（函番号20358）であるが、これも二〇〇七年二月二十二日に実見した。これも「諸本集成」に「書写年代 近世初期」とあるが、誤りで

あろう。書写年代はおおよそ江戸時代中期から後期と考えられる。この本は、遅くとも幕末には所在確認ができるので、それ以降はないということになる。特徴的なのは、虫損が多くあり、これを補修している。また、本の内側に刃物等で切られた形跡があり、ここにも補修が加えられている。料紙は楮紙であるが、大変粗悪なものである。木片や髪の毛の混ざったまま漉かれています。料紙にこれが残存している。おそらく、これは一度廃棄された「くず紙」を回収した後、再利用した「再生紙」の一種であろう。一般的な「宿紙」と比べても、状態は悪い。書写についても雑で粗いため、学術的な正確さに不安が伴う。題簽はなく、外題は直書である。校合の跡もなく、異本注記もない。墨付け四十九丁で、縦二六・六センチメートル、横一九・四センチメートルの大きさである。落丁のためか、夢浮橋巻を欠いている。このように内閣文庫本は書誌的に言えば劣悪な本ということになる。

再生紙の歴史について詳しくはわからないので何とも言えないが、江戸時代中期以降の都市化や一般庶民の識字率の向上に伴い、こうした再生紙が作られたのではないだろうか。逆に言えば、高貴な人物の使用に適うような紙ではなく、この写本の属性が階級・階層的に低位にあつたということが言えるように思う。既に記した書陵部本のまさに逆の位置にある内閣文庫本であるが、それを所蔵する国立公文書館と宮内庁書陵部が皇居の堀を隔てて間近に保管されているという事実は、貴賤の対位として何となしにアイロニーを感じるものである。書陵部にはやはり美本が集まりやすかつたのであろうし、内閣文庫にはむしろ雑多なエネルギーを感じ取るこ

とができるようである。

この内閣文庫本であるが、巻首にある蔵書印によってその伝来がわかるので確認しておこう。

①「和学講談所」：塙保己一の尽力によって、寛政五年（一七九三年）に設立される。明治元年（一八六七年）廃止。和学講談所は国学に強い関心のあった機関であるから、「源氏物語」に関連する資料を収集したのでろう。具体的にいつ和学講談所に収集されたかは不明であるが、この七十年余りの間であることに相違はない。

②「書籍館」：明治五年（一八七二年）に昌平坂学問所と和学講談所が統合され、湯島の書籍館となる。なお「諸本集成」では「書館」となっているが、これは誤りである。

③「浅草文庫」：明治八年（一八七五年）から明治十四年（一八八一年）の間に設けられた内務省博物館所管の官立図書館、これが浅草文庫である。

④「日本政府図書」：昭和七年（一九三二年）まで使用された蔵書印。日本政府所有の意味である。

⑤「内閣文庫」：昭和八年（一九三三年）以降使用される。巻尾にも同じ蔵書印がある。

このように和学講談所を初めとして、主に官立系の図書館によって継承された写本であることがわかる。「山頂湖面抄」は稀書でもあったから、それなりに重宝されたのであろう。最後の「内閣文庫」の蔵書印であるが、

そこに虫損があり、それが補修されていることがわかる。よって、虫損とその補修は一九三三年以降のことと考えられる。比較的近年にこうした破損のあったことに意外性を感じたが、刃物の形跡なども踏まえると、何か事件・事故等にも巻き込まれたのではないかと推察してしまう。

この内閣文庫本については、近世・近代の歴史の波にさらされた跡が感じられる。また、この本は「諸本集成」に翻刻が載るが、誤写や誤脱と思われる箇所が多く見られ、一般に善本とは言い難い。この写本は、「山頂湖面抄」が稀書であった故に、書誌的な問題や本文の問題を乗り越え、今に伝わったのではないだろうか。それぞれの写本に対して感覚的な情趣を述べるのは控えるべきであるが、本自体が語ってくれる情報については常に敏感でありたいと思う。

四、島原松平文庫本

島原松平文庫本（二冊）であるが、国文学研究資料館のマイクロフィルム（38132105コマ）の紙焼きの検証によって、いくらか述べてみたい。

怠慢が理由で実見してはいないので、あまり根拠のないことは言えないが、それでもいくらか気付いた点があったので、記しておく。

まず、これも「諸本集成」であるが「書写年代 近世中期」とあって、続けて「巻頭に静と同じく「文安六年（中略）」の自序がある。この本は松平文庫所蔵の大半の本に見られる「源忠房」「文庫」の印記も見られず、装釘や書体からみて近世中期の写本と思われる、誤写がすこぶる多い。よって、

本書では全文紹介を略した。」と記してある。しかしながら、マイクロフィルムを見る限りにおいては、誤写と思われるところは容易には見つからない。書体は能筆であり、浄書本のようにも見受けられる。人名などに朱筆を施している模様であり、書写年代は近世後期に至る可能性も考えられよう。なお、島原公民館図書部編『肥前島原松平文庫目録』（一九六一年）では「近世初期」の書写を推定している。要するに、島原松平文庫本はそれなりに充実した形態を持つと考えられる写本であり、「諸本集成」での酷評の根拠はさしあたって見当たらず、その見解や姿勢には認め難い点があるということである。

島原松平文庫本の本文に最も近いのは、静嘉堂文庫本である。また、島原松平文庫本の表記の特徴として異本注記が含まれるということがある。また、この注記は架蔵本のように和歌に限定されるものではない。その異本注記を、静嘉堂文庫本と比較しつつ、いくらか見ておきたい。

・異本注記①静嘉堂文庫本 八丁目「六條にすみ給ふ時に」

島原松平文庫本 「六條に住給ふと（時イニ）」

・異本注記②静嘉堂文庫本 十一丁目「今夜斗は」

島原松平文庫本 「今日（夜イニ）計は」

・異本注記③静嘉堂文庫本 二十二丁目「今宵のあらたなる」

島原松平文庫本 「此（今イニ）宵のあらたなる」

・異本注記④静嘉堂文庫本 三十五丁目「平等院の木のもとに捨置たるに」

島原松平文庫本 「平等院の木下（ノもとニ）捨置たるに」

・異本注記⑤静嘉堂文庫本 三十八丁目「ふりきのかは衣とは」

島原松平文庫本 「あ（ふイ）りきのかは衣とは」

※（ ）内が異本注記

これらを見てみると、島原松平文庫本の異本注記の内容が静嘉堂文庫本の本文と一致することがわかる。このことから、島原本は静嘉堂本を直接校合に用いた可能性が高いと考えられる。一方、校合のためではなく、島原本が底本として写したその祖本はまた別にあつたのであろう。その祖本もまた静嘉堂本に近い本文を持つ写本であつたことは容易に推察できる。

つまり、島原松平文庫本は「諸本集成」の記すような「誤写」の多いものではなく、異本をも校合した、文献学的な手法の施された写本であるということなのである。また、静嘉堂本よりは後に書写されたものであり、静嘉堂本の書写年代を「諸本集成」のごとく仮に江戸時代中期とした場合、島原本の書写はそれ以降のものであると判定できることになる。推測の域を出ないが、島原藩の松平家が多くくの能筆の家臣を抱え、書写活動に熱心であつたことを考慮に入れば、こうした家臣たちによる書写というようにも考えられるのではないだろうか。

五、まとめに

以上、全く頼りない報告で申し訳ないのであるが、今後も機会を得て調査をしていきたいと思う。特に神宮文庫本や大東急記念文庫本、天理大学

図書館本など他にも重要な写本が残されており、これらの書誌情報も知っておく必要があるのは当然のことである。それでも一応の報告とさせていだいたのは、機会を逸するとこのような調査結果の報告が遅れてしまう可能性があるからである。また、他の研究者に対して、より良い情報を早く伝えたいとも考えた。

また本稿では、「諸本集成」に対する批判を何度かしているが、そのことによって「諸本集成」の価値自体を否定するわけではないということを通じておく。このような根気強い研究成果に本稿が恩恵を受けているのは重々承知であるからである。ただし、書誌情報をどのように整理していくかについては、今後の課題となると考える。

『源氏物語』そのものとはともかくとして、その享受資料の書誌学的考察・文献学的考察は、いくらか遅れをとっている。それは致し方のないことであるが、この手の作業を疎かにしていると、『源氏物語』の理解や解釈においても大きな落とし穴が待っているのではないだろうか。そうした危惧を抱きながら、今後とも調査研究を行っていききたいと思う。

註

(1) 一九九九年頃までの「山頂湖面抄」の先行研究については、「諸本集成」の「解題」にまとめられている。それ以降の関連する研究については以下の論文がある。

・辻本裕成「光源氏一部歌」の基礎的考察―源氏説比丘尼祐倫の教養―

『国文学研究資料館紀要』二十四号（一九九八年）

・古野優子「山頂湖面抄」にみられる連歌的側面について―二条良基「光源氏一部連歌寄合」・「光源氏一部連歌寄合之事」を中心に―『日本文学研究（梅光女学院大学）』三十五号（二〇〇〇年）

・辻本裕成「山頂湖面抄」成立試論―異文は何故生じたか―『南山大学日本文化学論集』六号（二〇〇六年）

(2) 辻本裕成「山頂湖面抄」成立試論―異文は何故生じたか―によれば、このような諸本の異なる原因は、祐倫自身の文芸活動によるという。「祐倫による「山頂湖面抄」の作成、伝授は少なくとも三度行われた」とし、これを「多彩な異文の生じた原因」と推断する。首肯できる説である。

【付記】

本稿は、国文学研究資料館基幹研究「王朝文学の流布と継承」における研究成果の一部である。